

保険料例 (月払・口座振替) 保険期間: 終身 保険金額: 1,000万円の場合 2020年4月1日現在

保険料 払込期間	男性				女性			
	契約年齢 (被保険者)				契約年齢 (被保険者)			
	20歳	30歳	40歳	50歳	20歳	30歳	40歳	50歳
55歳満了	20,210円	29,150円	50,440円	-	19,520円	28,210円	48,810円	-
60歳満了	18,000円	24,710円	38,480円	82,430円	17,320円	23,800円	37,020円	79,400円
65歳満了	16,360円	21,660円	31,520円	54,670円	15,660円	20,720円	30,070円	52,040円
70歳満了	15,130円	19,520円	27,140円	42,590円	14,380円	18,490円	25,570円	39,870円
75歳満了	14,250円	18,030円	24,300円	35,890円	13,410円	16,870円	22,510円	32,880円
80歳満了	13,650円	17,040円	22,500円	32,040円	12,700円	15,730円	20,480円	28,660円
85歳満了	13,290円	16,470円	21,500円	30,000円	12,220円	15,000円	19,230円	26,230円
90歳満了	13,130円	16,220円	21,060円	29,150円	11,990円	14,630円	18,620円	25,100円

## くわしくは…

### 死亡保険金即日支払サービスについて

- このサービスでお支払いする死亡保険金は、被保険者で通算して1,500万円\*または死亡保険金の額のどちらか少ない金額を上限としてお支払いします。  
\*お受取人への口座振込の場合。  
当社ライフプラン・コンサルタントによる現金持参の場合は500万円を上限とします。  
また、口座振込と現金持参を併用することはできません。
- 死亡保険金は、所定の手続書類を受領し、午前中に本社での受付処理が完了した場合、当日お受取りいただけます。それ以降は翌営業日となります。なお、金融機関によっては、午後3時までに着金せず窓口での払出しができない、または担当ライフプラン・コンサルタントが当日現金を持参できない場合があります。
- 以下の場合など、このサービスがご利用できないご契約があります。
  - ・契約日(あるいは最後の復活日、復旧日)から2年未満で被保険者が死亡された場合
  - ・死亡保険金の受取人が法人または個人事業主の場合
  - ・死亡保険金の受取人が二人以上の場合
  - ・死亡保険金の受取人が未成年者の場合

### 低解約返戻金期間中の解約返戻金額について

- この保険は低解約返戻金型です。低解約返戻金期間は、保険料払込期間と同一であり、その期間中の解約返戻金額は、この保険を低解約返戻金型としなかった場合の解約返戻金額の70%に相当する金額となります。
- 保険料払込期間(低解約返戻金期間)満了後の解約返戻金額は、この保険を低解約返戻金型としなかった場合の解約返戻金額と同額となります。

### 契約年齢等について

- 取扱範囲

契約年齢範囲 (被保険者)	保険料払込方法
15歳~75歳	月払・半年払・年払

※契約形態・保険料払込期間等によりお取扱いが異なる場合があります。

### 高額割引制度について

- ご契約の保険金額が500万円以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されます。

### その他

- このパンフレットに記載されている主契約および特約はすべて無配当です。

※当パンフレットに記載している税務取扱については、2020年3月現在のものであり、法律改正および制度改正等により変わる場合があります。個別の税務取扱につきましては、所轄の税務署等にご確認ください。



## ジブラルタ生命保険株式会社

本社 / 〒100-8953 東京都千代田区永田町 2-13-10

コールセンター **0120-37-2269** (通話料無料)

ジブラルタ生命のホームページ <https://www.gib-life.co.jp/>

# 介護保障付終身保険 (低解約返戻金型)

(無配当)



The Gibraltar Life Insurance Co., Ltd.



# 「万が一のとき」「介護が必要になったとき」に備え、**一生涯続く保障**をご準備いただける保険です。

1

万が一の場合

**死亡保険金**をお受取りいただけます。

例えば、ご遺族の生活資金や死後の整理資金などにご活用いただけます。



最高1,500万円までの死亡保険金を最短でその日のお支払いする「死亡保険金即日支払サービス」をご利用いただけます。

2

高度障害状態になった場合

**高度障害保険金**をお受取りいただけます。

例えば、住宅のバリアフリー化や長期にわたる療養費などにご活用いただけます。



3

要介護状態になった場合

公的介護保険制度の**要介護2以上**の状態に該当していると認定されたとき等に**介護保険金**をお受取りいただけます。その後も死亡・高度障害保障が一生涯続きます。

(死亡・高度障害保険金の額は、介護保険金受取後に、介護保険金と同額が減額されます。)

例えば、ご自身やご家族の生活費や介護費用としてご活用いただけます。

4

介護保険金割増年金支払特約を付加した場合

介護保険金の全部または一部を通常の年金よりも**割増された介護年金**でお受取りいただけます。

※詳しくは7・8ページをご覧ください。

5

低解約返戻金型なので、**保険料が割安**です。

この保険は低解約返戻金型です。保険料払込期間中の解約返戻金額を、**低解約返戻金型としなかった場合の70%**とすることにより、低廉な保険料水準を実現しております。

6

「身体障害状態になった場合」もしくは「介護保険金を受取った場合」

不慮の事故により所定の身体障害状態になられたときや、介護保険金をお受取りになられた場合、

以後の保険料の**お払込みが免除**になります。

保障は  
継続します

さらに

**疾病障害による保険料払込免除特約**を付加されますと、**疾病により**所定の身体障害状態になられたときに、以後の保険料のお払込みが免除になります。  
※この特約の付加には別途保険料が必要です。



当パンフレットには、商品の仕組みや特徴をわかり易くご案内するために商品の概要を記載しています。詳細については、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。なお、当パンフレットに記載しているお取扱いについては、実際にお取扱いを行う時点における、当社所定の範囲内でのお取扱いとなります。

「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」は、商品内容の詳細や「保険金等をお支払いできない場合」などのお客さまにとって不利益となる事項、ご契約についての大切な事項などを記載したものです。

こんなときには、  
こんな方法が…

一時的に保険料のご都合がつかないとき

① 保険料の自動振替貸付

保険料のお払込みをやめて、ご契約を続けたいとき

② 延長定期保険 ③ 払済保険

※延長定期保険に変更後は、死亡・高度障害保障のみとなります。

保険料のご負担を軽くしてご契約を続けたいとき

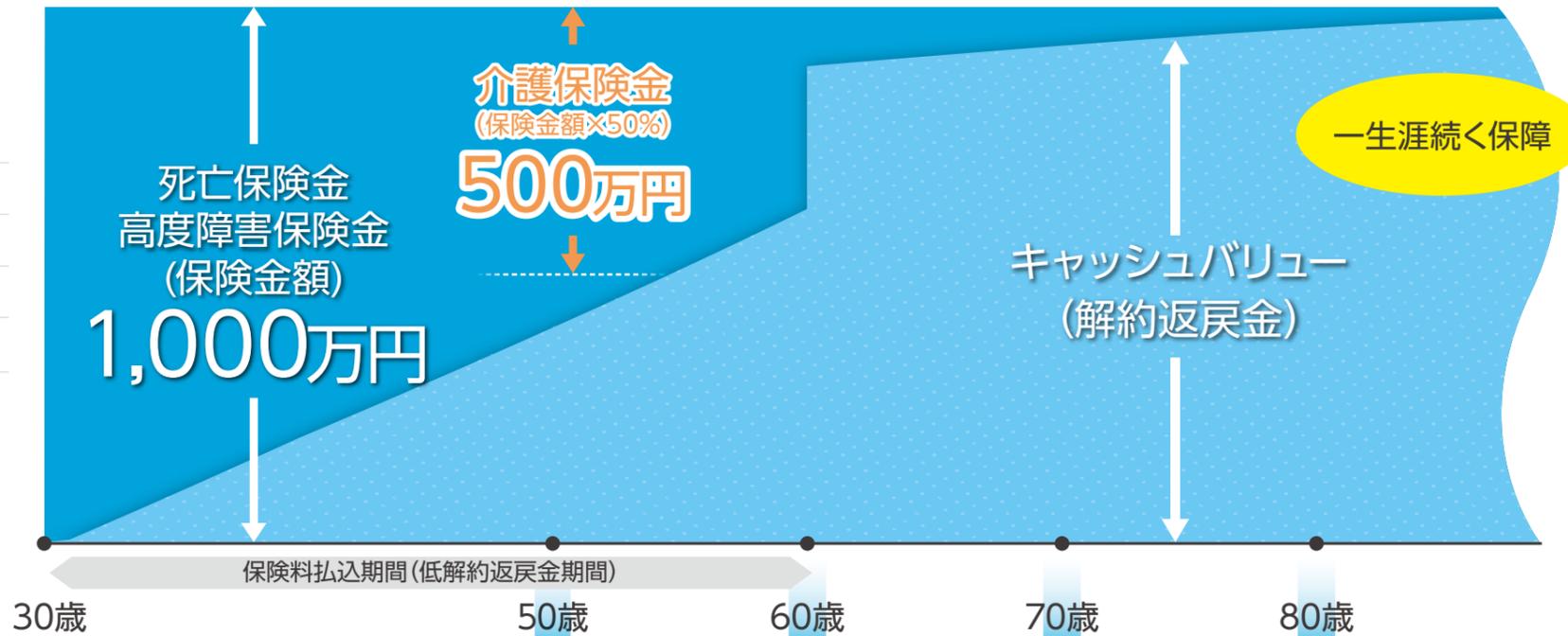
④ 保険金等の減額

※ご契約からの経過期間、あるいは貸付金の有無等により、お取扱いできない場合があります。

# その時々のお客さまの**必要に応じた受取方法**をご用意しました。

## ご契約例

- 契約年齢(被保険者): 30歳(男性)
- 保険金額: 1,000万円
- 保険期間: 終身
- 保険料払込期間: 60歳満了
- 保険料(月払・口座振替): 24,710円



要介護状態になられた場合  
5~8ページをご覧ください。



<解約返戻金の例>

払込保険料累計	約594万円	約890万円	約890万円	約890万円
解約返戻金額	約400万円	約889万円	約927万円	約960万円

※解約返戻金は、毎年の契約応当日の前日における金額を表示しています。(ただし、低解約返戻金期間満了直後の解約返戻金は、保険料払込期間満了日の翌日の金額を表示しています。)

## 生きるための資金として受取る

### リビング・ニーズ特約

付加されますと、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合、リビング・ニーズ特約による保険金をお受取りいただけます。

特約保険料は必要ありません

療養中の生活費や満足のいく最先端の治療を受けるなど、人生を自分らしく生きるための資金としてお使いいただけます。

リビング・ニーズ特約による保険金は **非課税扱** です!

## 年金で受取る

### 保険金等の支払方法の選択

付加されますと、死亡・高度障害保険金またはキャッシュバリューを**年金**としてお受取りいただけます。  
※キャッシュバリューを年金でお受取りになる場合は、5年経過後よりお取扱いします。

<ライフプランに合わせて**年金の種類**をお

#### 確定年金

一定期間年金をお受取りになれます。年金を受取る期間を指定する「年金支払期間指定型」と年金額を指定する「年金額指定型」を選べます。

#### 保証期間付終身年金

生きている限り年金をお受取りになれます。

### 払戻金に関する特約

付加されますと、死亡・高度障害保険金またはキャッシュバリューを**年金**としてお受取りいただけます。  
※キャッシュバリューを年金でお受取りになる場合は、5年経過後よりお取扱いします。

#### 保証期間付夫婦連生終身年金

ご夫婦のどちらか一方が生きている限り年金をお受取りになれます。

【10年確定年金の場合】上記ご契約例で60歳から年金で受取られる場合



例示の年金額は、2020年4月1日現在の基礎率等(予定利率等)に基づき算出したものです。実際の年金額は、年金基金設定時の基礎率等により新たに計算されますので、経済情勢等により基礎率等が変更された場合には、例示の年金額を下回る可能性があります。

# 要介護状態に備える保障もご用意しました。



## 介護保険金を受取る

要介護  
2以上等

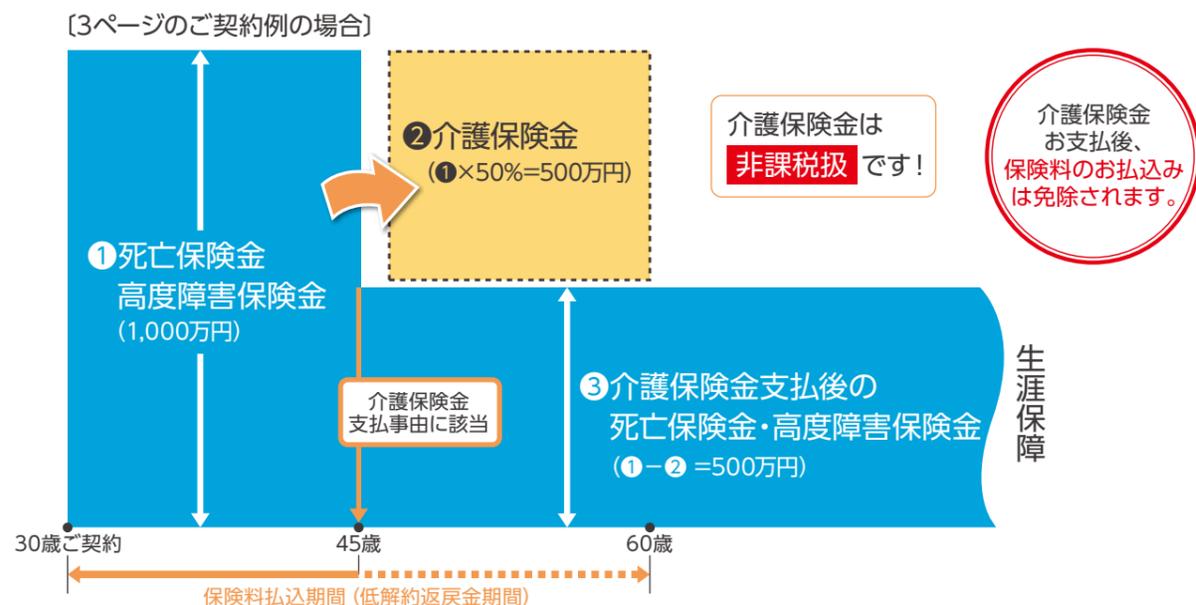
●公的介護保険制度の**要介護2以上**の状態に該当していると認定されたとき等に介護保険金をお受取りいただけます。



お支払いする保険金	お支払事由	
	被保険者がお支払事由該当時に満65歳未満の場合	被保険者がお支払事由該当時に満65歳以上の場合
介護保険金	[つぎのいずれかに該当されたとき] ●公的介護保険制度の <b>要介護2以上</b> の状態に該当していると認定されたとき ● <b>当社所定の要介護状態</b> に該当し、その状態に該当した日からその日を含めて180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき	●公的介護保険制度の <b>要介護2以上</b> の状態に該当していると認定されたとき

- 介護保険金が支払われた場合も、死亡・高度障害状態に対する**保障が一生継続**します。(下図③部分)
- 介護保険金が支払われた場合、**以後の保険料のお払込みは免除**となります。

例えいば 所定の要介護状態に該当され、介護保険金(図中②)が支払われる場合・・・



キャッシュバリュー表 (③)に対応するキャッシュバリュー) \*低解約返戻金期間中(低解約返戻金割合70%)の解約返戻金額です。

介護保険金支払後の経過年数	年	歳	A 払込保険料累計	B 死亡・高度障害保険金	C キャッシュバリュー(解約返戻金)	D 返戻率 (C ÷ A)
5年	50歳	4,447,800円	5,000,000円	1,976,000円*	44.4%	
10年	55歳	4,447,800円	5,000,000円	2,510,000円*	56.4%	
15年	60歳	4,447,800円	5,000,000円	4,388,000円	98.6%	
20年	65歳	4,447,800円	5,000,000円	4,488,000円	100.9%	
25年	70歳	4,447,800円	5,000,000円	4,587,000円	103.1%	
30年	75歳	4,447,800円	5,000,000円	4,682,000円	105.2%	
35年	80歳	4,447,800円	5,000,000円	4,767,000円	107.1%	

※経過年数は、介護保険金支払時から毎年の契約応当日までの年数およびその契約応当日における被保険者の年齢を表示しています。  
 ※解約返戻金は、毎年の契約応当日の前日における金額を表示しています。(ただし、低解約返戻金期間満了直後(60歳時)の解約返戻金額は、保険料払込期間満了日の翌日の金額を表示しています。)  
 ※払込保険料累計は、介護保険金支払事由該当時までの保険料の累計です。

## 公的介護保険制度の要介護2以上の状態とは・・・

「公的介護保険制度」とは、介護保険法(平成9年12月17日 法律第123号)に基づく介護保険制度のことをいいます。「公的介護保険制度の要介護2以上の状態」とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年4月30日 厚生省令第58号)第1条第1項に定める要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

当社は、公的介護保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの保険の支払事由に影響を及ぼすと認められた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険の支払事由を公的介護保険制度の改正内容に応じて変更することがあります。

### 【ご参考】

出典：(公財)生命保険文化センター「定年Go!」(2019年2月改訂版)

区分	要介護度別の身体状態の目安(例)
要介護2	食事や排泄に何らかの介助が必要。立ち上がりや歩行などに何らかの支えが必要。
要介護3	食事や排泄に一部介助が必要。入浴などに全面的に介助が必要。片足での立位保持ができない。
要介護4	食事に一部介助が必要。排泄、入浴などに全面的な介助が必要。両足での立位保持がほとんどできない。
要介護5	食事や排泄がひとりできず、日常生活を遂行する能力は著しく低下している。意思の伝達がほとんどできない場合が多い。

## 当社所定の要介護状態とは・・・

お支払いの対象となる当社所定の要介護状態とは、つぎのいずれかに該当した状態をいいます。

- (1) 下表の①または②のいずれかが「全部介助または一部介助の状態」に該当し、かつ、下表の③～⑥のうち、「1項目が全部介助で1項目が全部介助または一部介助の状態」または「3項目が全部介助または一部介助の状態」に該当して他人の介護を要する状態
- (2) 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態

項目	全部介助の状態	一部介助の状態
<b>① 歩行</b> 立った状態から、5m以上歩行できるかどうか。	<つぎのいずれかの状態> ●何かにつかまっても誰かに支えられても歩行できない。 ●必ず車椅子を使用している。 ●寝たきり状態。	<つぎのいずれかの状態> ●杖や歩行器を使用しなければ歩行できない。 ●誰かに支えられなければ歩行できない。
<b>② 寝返り</b> 身体の上に布団などをかけない状態で横たわり、左右のどちらかに向きを変えることができるかどうか。	●何かにつかまっても1人で寝返りができない。	●ベッド柵などの何かにつかまらなければ1人で寝返りができない。
<b>③ 入浴</b> 浴槽の出入りと洗身ができるかどうか。	<つぎのいずれかの状態> ●浴槽の出入りのとき、誰かに抱えられたり、リフトなどの機器を使用する。 ●洗身をすべて介助者が行っている。	<つぎのいずれかの状態> ●浴槽の出入りのとき、介助者が支えたりしなければならぬ。 ●体の一部の洗身を介助者が行っている。
<b>④ 排せつ</b> 排せつと排せつ後の後始末ができるかどうか。	<つぎのいずれかの状態> ●常時オムツに依存している。 ●排せつにかかわるすべてを介助者が行っている。	●排せつ後のふき取りが1人でできなかつたり、できても不十分なため、介助者が援助している。
<b>⑤ 食事の摂取</b> 眼前に用意された食べ物を食べるかどうか。	●介助がなければ1人ではまったくできない。	●食器や食物などを工夫しても、介助がなければ困難(小さく切る、ほぐすなどの介助を含む。)
<b>⑥ 衣服の着脱</b> 眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。	●介助がなければ1人ではまったくできない。	●一部は1人でできるが、介助がなければすべてを行うことは困難。



# 介護保険金を年金で受取る

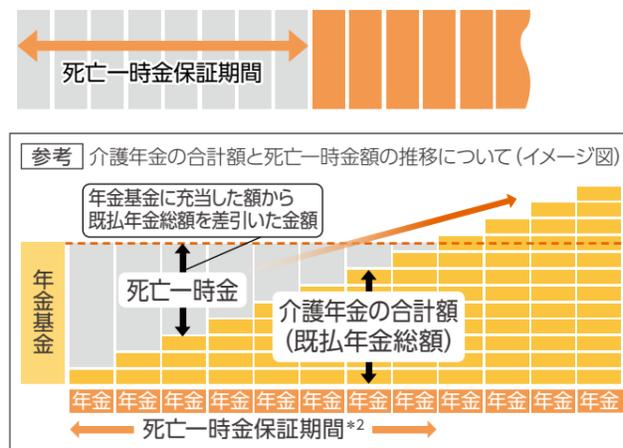
〈介護保険金を年金で受取る場合、以下の年金種類からお選びいただけます。〉

保険金の種類	年金種類	付加する特約
介護保険金 (全部または一部)	<b>保証金額付介護終身年金</b> 生きている限り介護年金をお受取りになれます。 年金基金に充当した額を保証	介護保険金割増年金支払特約
	<b>保証期間付介護終身年金</b> 生きている限り介護年金をお受取りになれます。 保証期間: 5年、10年、15年、20年	
	<b>確定年金</b> 一定期間年金をお受取りになれます。 年金を受取る期間を指定する「年金支払期間指定型」と年金額を指定する「年金額指定型」を選べます。	保険金等の支払方法の選択に関する特約
	<b>保証期間付夫婦連生終身年金</b> ご夫婦のどちらか一方が生きている限り年金をお受取りになれます。	

※ご契約時、介護保険金割増年金支払特約の年金種類は「保証金額付介護終身年金」となります。(法人・個人事業主契約以外の場合)

## 介護保険金(図中②)を介護年金で受取る場合・・・(介護保険金割増年金支払特約)

### 保証金額付介護終身年金



- 被保険者が年金支払日に生存されている場合、介護年金をお支払いします。(年金開始日における被保険者の年齢は40歳以上とします。)
- 死亡一時金保証期間中に被保険者が死亡された場合は、死亡一時金(年金基金に充当した額から既に支払った介護年金および既に支払うことの確定した介護年金の合計額を差引いた金額)をお支払いします。

\*2 死亡一時金が支払われる期間をいい、年金開始日から支払うべき介護年金の合計額がはじめて年金基金に充当した額をこえることとなる年金支払日の前日までの期間をいいます。

■ 3ページのご契約例で、45歳時から介護保険金を保証金額付介護終身年金で受取られた場合

年金基金(介護保険金)	5,000,000円	介護年金額	126,913円
		通常の年金額(保証金額付終身年金)	119,446円

### 保証期間付介護終身年金



- 被保険者が年金支払日に生存されている場合、介護年金をお支払いします。(年金開始日における被保険者の年齢は40歳以上とします。)
  - 保証期間中に被保険者が死亡された場合は、死亡一時金(保証期間の残存期間に対する介護年金の現価に相当する金額)をお支払いします。
- ※この特約の被保険者が年金開始日以後、一定期間内に死亡された場合、お受取りいただく介護年金等の総額が年金基金の額を下回ることがあります。

■ 3ページのご契約例で、45歳時から介護保険金を10年保証期間付介護終身年金で受取られた場合

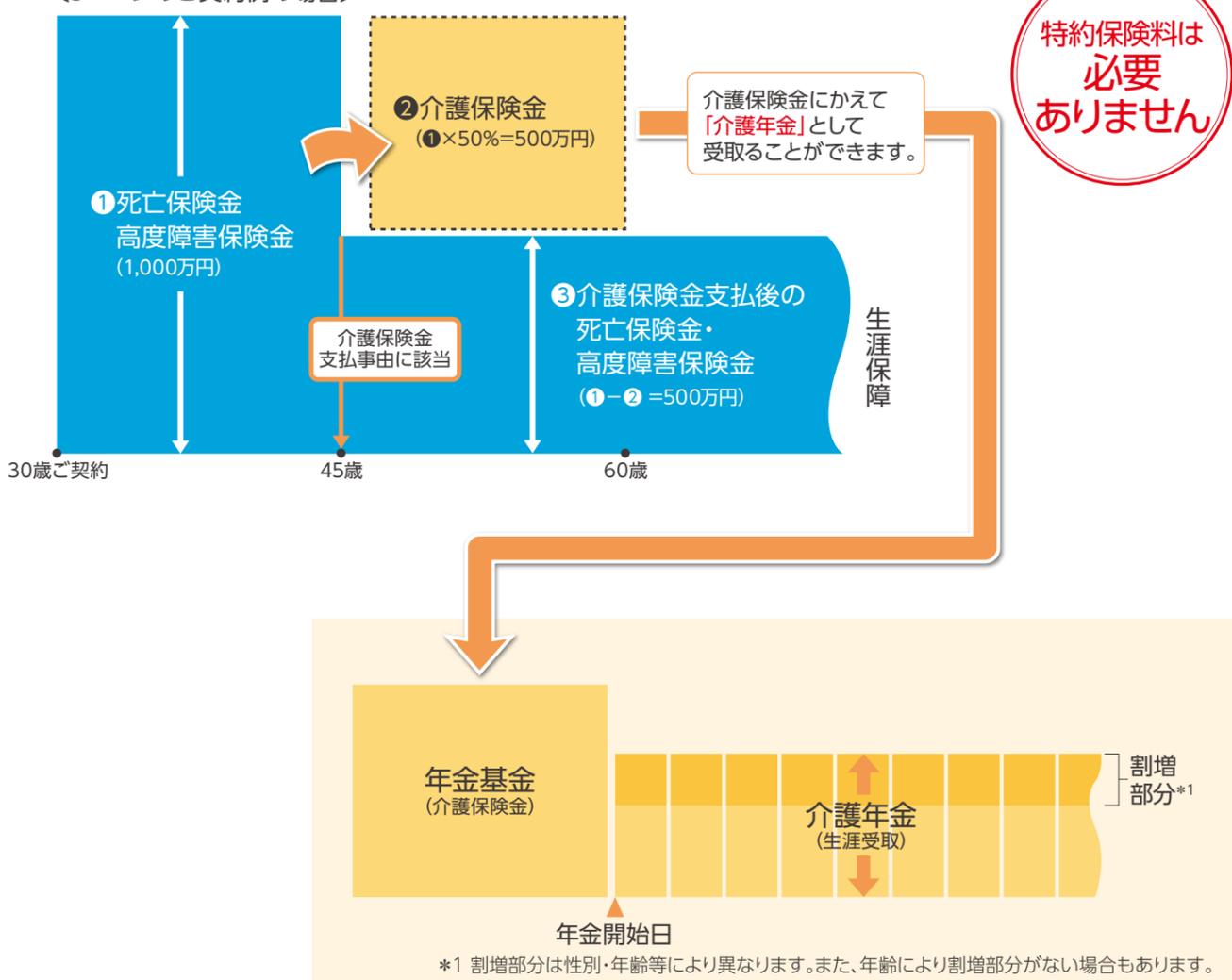
年金基金(介護保険金)	5,000,000円	介護年金額	143,633円
		通常の年金額(10年保証期間付終身年金)	136,162円

※例示の介護年金額・通常の年金額は、2020年4月1日現在の基礎率等(予定利率・予定死亡率等)に基づき算出したものです。実際の介護年金額・通常の年金額は、年金開始日の基礎率等により新たに計算されますので、経済情勢等により基礎率等が変更された場合には、例示の介護年金額・通常の年金額を下回る可能性があります。

## 介護保険金割増年金支払特約を付加されますと

介護保険金の全部または一部を通常の年金よりも割増された介護年金でお受取りいただけます。

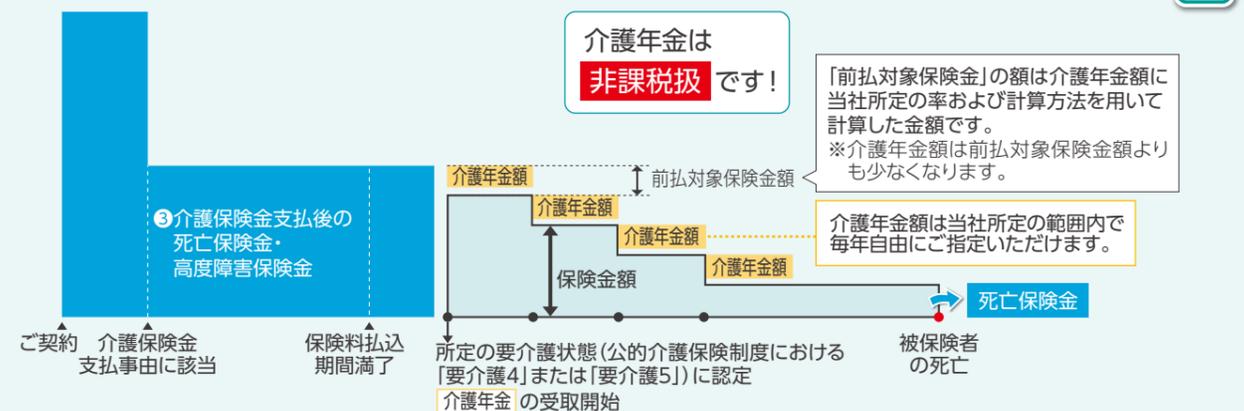
[3ページのご契約例の場合]



## 「介護保険金」をお受取り後、より重度な要介護状態になられた場合・・・

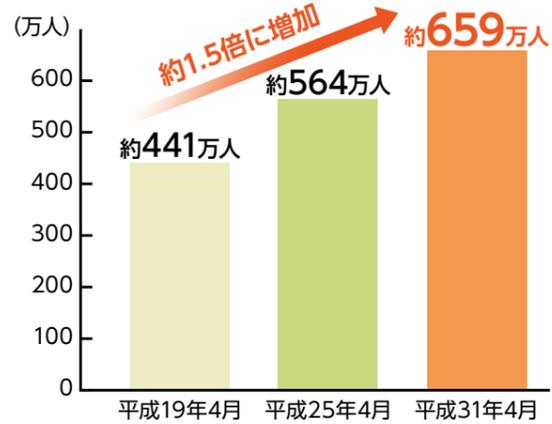
### 介護年金を受取る

**要介護4または5** 介護前払特約(介護保険金支払後給付型)を付加されますと「介護保険金支払後」かつ「保険料払込期間満了」、「被保険者の年齢が満65歳以上」で所定の要介護状態になられた場合、保険金額の一部を介護年金としてお受取りいただけます。



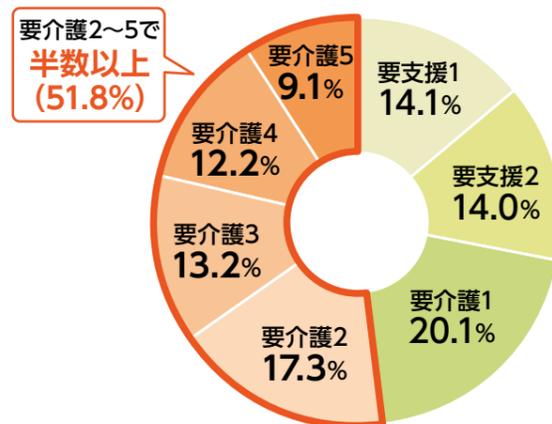
# 誰にでも起こりうる「介護」の問題

## 要介護(要支援)認定者数の推移



出典:厚生労働省 介護保険事業状況報告 月報(暫定版)平成31年4月

## 要介護(要支援)度別認定者

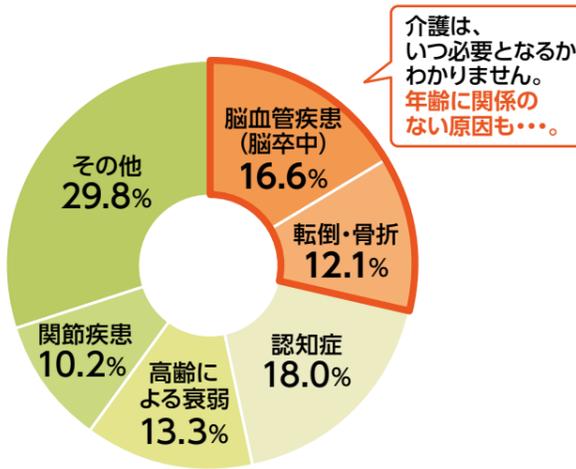


出典:厚生労働省 介護保険事業状況報告 月報(暫定版)平成31年4月のデータをもとに当社で試算

**▶ 65歳以上は約5人に1人、75歳以上になると約3人に1人が要介護(要支援)認定を受けています。**

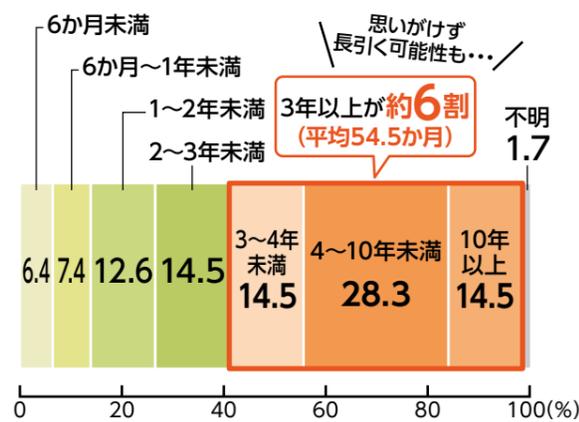
出典:厚生労働省 介護保険事業状況報告 月報(暫定版)平成31年4月のデータをもとに当社で試算

## 介護が必要となった原因



出典:厚生労働省 平成28年「国民生活基礎調査」

## 介護期間



出典:(公財)生命保険文化センター 平成30年度「生命保険に関する全国実態調査」

**▶ 介護期間は、長期に渡ることも多く、その原因も様々です。年齢だけを理由に、他人事ではられません。**

# 介護の費用

## 介護にかかる初期費用

介護費用(一時的な費用の合計) **平均69万円**

出典:(公財)生命保険文化センター 平成30年度「生命保険に関する全国実態調査」

【ご参考】

車いす	自走式	4～15万円
	電動式	30～50万円
特殊寝台	機能により金額は異なる	
	据置式	15～50万円
移動用リフト	レール走行式	20～50万円(工事費別途)
	レール走行式	50万円～(工事費別途)
ポータブルトイレ	水洗式	1～4万円
	シャワー式	10～25万円
手すり	廊下・階段・浴室用など	1万円～ サイズ・素材により金額は異なる(工事費別途)
階段昇降機	いす式直線階段用	50万円～(工事費別途)
有料老人ホーム	総額費用の月額換算 平均	
	介護付き	約25万円
	住宅型	約12万円
	家賃などの居住費、管理費、食費、光熱水費などを合計した月額。 ※家賃の支払い方法は「全額前払い」「一部前払い+残りを月払い」などから選べる場合があり、「全額月払い」を選べるホームは約8割。	

※金額は自費で購入等した場合の目安です。

出典:野村総合研究所「高齢者向け住まい及び住まい事業者の運営実態に関する調査報告書」(2017年3月)  
出典:(公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2018年8月改訂版)

## 毎月の介護費用(介護を行った場所別)

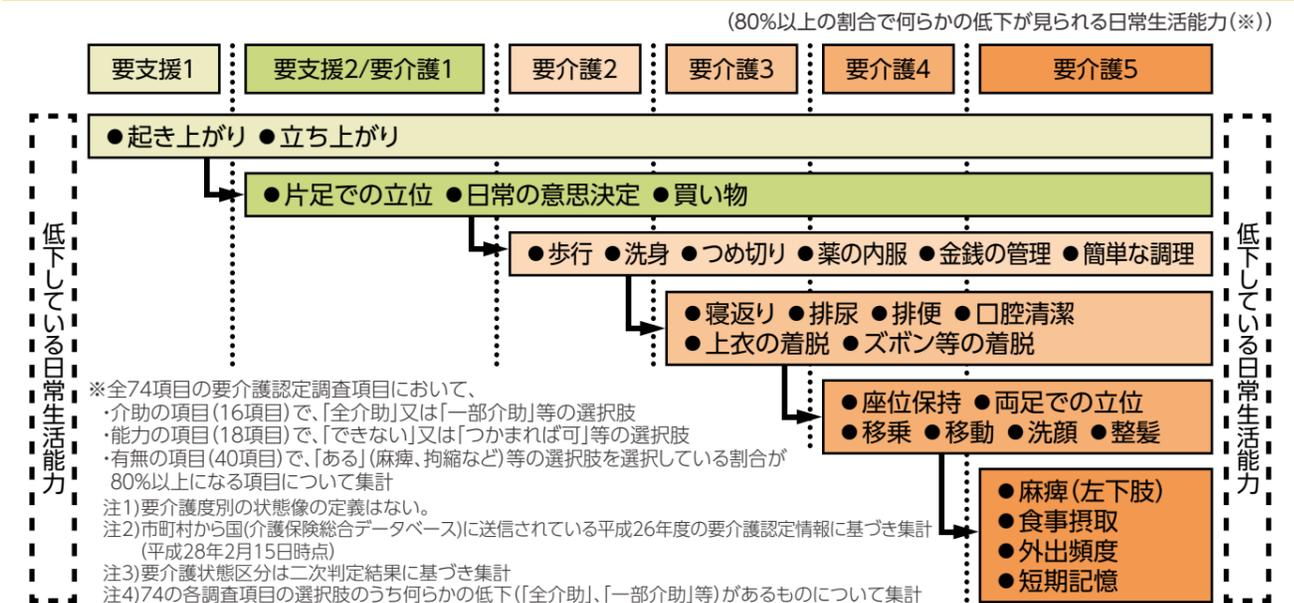
在宅 **平均4.6万円**

施設 **平均11.8万円**

出典:(公財)生命保険文化センター 平成30年度「生命保険に関する全国実態調査」

※「かかった(支払った)費用はない」を0円として平均を算出。  
※公的介護保険サービスの自己負担費用を含みます。

# 要介護状態区分別の状態像



出典:厚生労働省 老人保険課「要介護認定の仕組みと手順」(2016年6月)